

大村市上下水道局発注の工事等に関する健康診断について

水道法では、同法第21条の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等について、健康診断(検便)を実施することが水道事業者に対して義務づけられています。

大村市上下水道局では、令和6年12月1日以降に発注する上水道施設構内における工事等の作業員に対する健康診断について、下記のとおり取り扱いますので、お知らせ致します。

なお、健康診断の対象となる工事等については、特記仕様書に記載しますので、留意願います。

記

1 対象施設

市内上水道施設(浄水場、送水ポンプ所、配水池、減圧槽、接合井、井戸水源)

2 検便対象者

水の製造及び配水過程の設備に直接関わる業務に従事する者については、検査機関が発行する検便検査結果の写しを提出願います。

ただし、水に直接又は間接的に触れないことが明確に限定される業務で、施設内立入り予定日数が1か月間のうち7日を超えない場合又は、施設内立入り予定日数が、1年間のうち、90日を超えない場合は、対象外とします。

※水槽内・場内配管・井戸での作業は、製造及び配水過程の水に直接又は間接的に触れる恐れがあります。

3 検査項目

検査項目は、細菌性赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌(O—157等)です。

4 実施頻度

業務従事期間の健康診断は、健康診断の日からおおむね6か月毎に実施して下さい。

5 その他

当該検査における費用は自己の負担としますが、既により上記に規定する検便を実施している場合は、その結果報告をもって検便の実施に替えることができます。